

登録コード	J6320300	開講年度	2026				
授業科目	裁判法務実習				担当教員	丸橋 昌太郎 他	
英文授業名	Criminal Procedure Practice II				副担当	岡野 匡将	
単位数	2	講義期間	後期(集中)	曜日・時限	集中・不定期	対象学年	(20・23カリ対象科目) 法：3年
講義室			授業区分	実習	遠隔授業科目		
信大コンピテンシー	該当						
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」				⇔	【授業の達成目標】	
	経法23初 (2026改)・総合法律, 経法23初・総合法律						
	環境問題や、企業や行政の組織内において、日々生起する諸問題について、理工学分野や経済学分野の思考方法にも一定の理解を持ち、総合的に解決していくことのできる能力を身につける。				⇔	企業や行政の組織内において、日々生起する諸問題について、裁判実務の思考方法にも一定の理解を持ち、総合的に解決していくことのできる能力を身につける。	
	経法20初・総合法律						
	行政や企業などの法務の現場で、法学の基礎理論がどのように機能しているかを理解した上で、実際に法的な問題点を見つけ出し、分析し、法令の正しい理解に基づいて、基準の適用、書類の作成、ルールの設計などを行うことで、法的な解決策や予防策を実践的に企画・立案・実行できる能力を身につける。				⇔	・法務の現場において刑法、刑事訴訟法（犯罪捜査法を含む）の基礎理論がどのように機能しているかを理解した上で、実際に法的な問題点を見つけ出し、その解決・予防方法の内容や実践の過程について説明することができるようになる。	
(2)授業で学べる「テーマ」	地域運営、キャリア						
(3)全学横断特別教育プログラム	ストラテジー・デザイン人材養成コース、ライフクリエイター養成コース						
(4)授業の概要	本科目は2年間の履修で単位認定を行う。開講時期は、刑事訴訟法、捜査法務実習の履修した後、後期から履修を始めて、次年度フォローアップを経て、実習レポートを提出し、単位認定されるものである。 刑法、刑事訴訟法（犯罪捜査法を含む）の高度な理解をもとに、これを実践することにより、刑事法の理解を深めるとともに、実践力を身につけることを目的とする。 公訴の提起から宣告の手続まで、具体的資料をもとに、条文に即して進めていく。						
(5)授業計画	1 ガイダンス 基本的な考え方 2 公訴の提起 ー 起訴状の提出 3 公判の準備 4 公判前整理手続 ー 検察側の証明予定事実記載書の作成 5 公判前整理手続 ー 検察側の証拠等請求カードの作成 6 公判前整理手続 ー 弁護側の証拠開示請求、証拠意見の作成 7 公判前整理手続 ー 弁護側の予定主張記載書面、証拠等関係カードの作成 8 公判前整理手続 ー 検察側の証拠開示請求、証拠意見の作成 9 公判前整理手続 ー 争点および証拠の整理結果の確認 10 公判前整理手続 ー 裁判所の証拠決定 11 公判期日の手続1 12 公判期日の手続2 13 公判期日の手続3 14 公判期日の手続4 15 公判期日の手続5、授業アンケート						
(6)成績評価の方法	授業内で作成する公判資料及び実習中の積極性、実習レポートによる。						
(7)成績評価の基準	授業で示した例題と同レベルの問題が解ければ「水準にある」、応用問題が解ければ「やや上にある」、やや難しい応用問題が解ければ「かなり上にある」、例題からは難しい応用問題が解ければ「卓越している」						
(8)事前事後学習の内容	公判に関する手続の事前学習を行うことが求められる。 実習後に、フォローアップを経て、実習レポートを作成する。						
(9)履修上の注意	刑事訴訟法、捜査法務実習の双方を履修していることを前提とする。 原則としてすべて出席することが求められる。公判前整理手続の指導はオンライン等を活用する。その他、授業外の学習については、グループワーク（自主ゼミ）という形ですすめてもらうので、注意されたい。 グループワークが基本となるため、10名を超える場合には、選考する場合がある。初回に提出してもらうエントリーシートを参考に、これを行う。 具体的な履修方法については、初回刑事訴訟法の講義で説明するので、出席すること。						
(10)質問,相談への対応	適宜、受け付ける。						
【教科書】	特に指定しない						
【参考書】	特に指定しない						